

包括外部監査結果に 基づく措置通知

(平成28年5月31日)

包括外部監査結果に基づき、措置を講じた旨の
通知があったものは、次頁以降のとおりです。

平成28年5月31日

高松市監査委員

吉田 正己 (よしだ まさみ)

鍋嶋 明人 (なべしま あきひと)

藤原 正雄 (ふじはら まさお)

白石 義人 (しらいし よしひと)



Takamatsu City Audit Commission Secretariat

高松市監査委員事務局

活力にあふれ 創造性豊かな 瀬戸の都・高松

☎ 087-839-2652

✉ kansa@city.takamatsu.lg.jp

包括外部監査結果に基づく措置通知一覧

H28.5.31

監査実施年度		平成26年度			
監査テーマ		市税・使用料及び手数料並びに関連する債権管理の事務の執行について			
措置通知No.	区分※	項目	報告書該当頁	所管課等	措置通知日
No.1	指摘	個人市民税の申告実績がない市民を調査対象とすることについて（個人市民税）	P38	財政局 市民税課	H28.4.13
No.2	意見	個人市民税担当係と法人市民税担当係の連携強化について（個人市民税）	P39		

※指摘 …… 条例や規則等に違反しているか、著しく適切さを欠くと判断されたもの

※意見 …… 組織及び運営の合理化の観点等から改善が望まれるとされたもの

包括外部監査結果に基づく措置通知

措置通知No.

No.1

指 摘 又 は 意 見		
監 査 テ ー マ	平成26年度	
区 分	<input checked="" type="checkbox"/> 指摘	<input type="checkbox"/> 意見
指 摘 ・ 意 見 の 項 目	個人市民税の申告実績がない市民を調査対象とすることについて（個人市民税）	
内 容	長期的な税収確保のためには、公平性の観点からは、申告実績がない市民についても、適宜調査対象としていくことが必要であると考えます。	
報 告 書 該 当 ペ ー ジ	38ページ	
報 告 書 へ の リ ン ク	http://www.city.takamatsu.kagawa.jp/kakuiin/KANSA/kansa/kansahoukoku/houkatsu/houkatsu26/ho218.pdf	

指 摘 又 は 意 見 に 対 す る 措 置	
措 置 通 知 日	平成28年4月13日
所 管 課 等	財政局 市民税課
措 置 結 果	本件指摘事項については、平成27年10月30日付けで、保有個人情報目的外利用申請書を提出し、未申告者の調査対象に、申告実績がない国民健康保険の簡易申告者を追加した。

包括外部監査結果に基づく措置通知

措置通知No.

No.2

指 摘 又 は 意 見		
監 査 テ ー マ	平成26年度	
区 分	<input type="checkbox"/> 指摘	<input checked="" type="checkbox"/> 意見
指 摘 ・ 意 見 の 項 目	個人市民税担当係と法人市民税担当係の連携強化について（個人市民税）	
内 容	<p>既存法人の調査に加えて、新たに設立された（又は開設された）法人について給与支払報告の提出及び特別徴収制度の徹底を図るためにも、法人係の作成したこれらのリストの利用は効率的であると考えられる。利用することを検討されたい。</p> <p>個人市民税係が単独でこれらの新設・開設法人に対し周知を行っていくことは実務上困難であるが、法人係の協力を得れば、新設・開設届の提出を受けた際に、法人係から給与支払報告書の提出義務があることを説明し、書面等を交付することで周知することができる。法人係との連携を強化することを検討されたい。</p>	
報 告 書 該 当 ペ ー ジ	39ページ	
報 告 書 へ の リ ン ク	http://www.city.takamatsu.kagawa.jp/kakuiin/KANSA/kansa/kansahoukoku/houkatsu/houkatsu26/ho218.pdf	

指 摘 又 は 意 見 に 対 す る 措 置	
措 置 通 知 日	平成28年4月13日
所 管 課 等	財政局 市民税課
措 置 結 果	<p>本件意見については、平成28年2月から、新規の設立・開設法人に対し、給与支払報告書の提出義務及び特別徴収義務の周知のため、新設・開設届の提出の際に、給与支払報告書の提出義務等に関するチラシを配布している。</p>